

年金特別徴収（公的年金からの差し引き）の納付方法

前年に引き続き住民税が公的年金から差し引かれている方と、前年に住民税が公的年金から差し引かれなかった方で、差し引き（年金特別徴収）の時期や納入額の割付方法が異なります。

前年に引き続き、住民税が公的年金から差し引かれている方

「平成 29 年度」

徴収方法	年金特別徴収					
	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	28年度住民税の6分の1	28年度住民税の6分の1	28年度住民税の6分の1	29年度年税額から4月・6月・8月に仮徴収した合計額を引いた残りを3分の1ずつ		

4～8月の公的年金支給月〔仮徴収〕

4月・6月・8月に前年度の住民税を基に計算した金額を差し引きします。

10～2月の公的年金支給月〔本徴収〕

本年度年税額から4～8月に徴収した金額を除いた残りの税額を3回に分けて差し引き（年金特別徴収）します。

「平成 30 年度」

徴収方法	年金特別徴収					
	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）		
時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	29年度住民税の6分の1	29年度住民税の6分の1	29年度住民税の6分の1			

平成 29 年 6 月にお送りする平成 29 年度納税通知書では、平成 30 年 8 月までの年金特別徴収の金額についてお知らせしています。

前年に住民税が公的年金から差し引かれなかった方

「平成 29 年度」

徴収方法	普通徴収（納付書で納付）		年金特別徴収		
	時期	6月	8月	本徴収（後半分）	
税額	29年度住民税 の4分の1	29年度住民税 の4分の1	10月 29年度住民税 の6分の1	12月 29年度住民税 の6分の1	翌年2月 29年度住民 税の6分の1

4～8月の公的年金支給月 普通徴収（納付書で納付）

6月・8月に、年金所得にかかる年税額の4分の1ずつを納付書等（普通徴収）で納めていただきます。

10～2月の公的年金支給月〔本徴収〕

10月・12月・2月に支給の公的年金から、年金所得にかかる年税額の6分の1ずつを差し引き（年金特別徴収）します。

「平成 30 年度」

徴収方法	年金特別徴収				
	時期	仮徴収（前半分）			本徴収（後半分）
税額	4月 29年度住民 税の6分の1	6月 29年度住民 税の6分の1	8月 29年度住民 税の6分の1	10月	12月 翌年2月

平成 29 年 6 月にお送りする平成 29 年度納税通知書では、平成 30 年 8 月までの年金特別徴収の金額についてお知らせしています。

（注意）各期の普通徴収税額及び公的年金からの特別徴収税額は、6 月にお送りする納税通知書でご案内します。

ただし、住民税が非課税となる方へは通知書をお送りしておりません。

なお、公的年金からの特別徴収開始決定後、税額の変更や年金の支給停止などが発生した場合、特別徴収は中止となる場合があります。中止になった時点で未納の住民税は、納付書でご納付いただきます。